

議案第 75 号

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 9 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 5 条 市長は、広場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可及び不許可に関すること。
- (2) 利用料金（広場の利用に係る料金をいう。以下この条において同じ。）の収受に関すること。
- (3) 利用料金の免除に関すること。
- (4) 利用料金の還付に関すること。

(5) 使用者に対する使用の許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去の命令に関すること。

(6) 広場の維持管理に関すること。

(7) その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること。

3 指定管理者が行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 広場の利用者及び使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこと。

4 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第4条第1項	市長	指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。同条を除き、以下同じ。）
第4条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第7条第1項	市長	指定管理者
第8条の見出し	使用料等	利用料金等
第8条第1項	別表に	別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて、指定管理者が

	使用料を	利用料金（第15条第2項第2号に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。）を指定管理者に
第8条第2項、第9条（見出しを含む。）及び第10条の見出し	使用料	利用料金
第10条	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第11条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第12条	市長	指定管理者

5 前項の規定により読み替えて適用する第8条第1項の規定に基づき納付される利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の指定を取り消した場合等の特例）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、広場の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- (1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (4) 指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の場合における第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表に定める使用料」とあるのは、「別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用

料」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

つくばセンター広場の管理を指定管理者に行わせるため、この条例案を提出するものである。

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第14条（略）</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第15条 市長は、広場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用の許可及び不許可に関すること。</u></p> <p><u>(2) 利用料金（広場の利用に係る料金をいう。以下この条において同じ。）の收受に関すること。</u></p> <p><u>(3) 利用料金の免除に関すること。</u></p> <p><u>(4) 利用料金の還付に関すること。</u></p> <p><u>(5) 使用者に対する使用の許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去の命令に関すること。</u></p> <p><u>(6) 広場の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること。</u></p> <p><u>3 指定管理者が行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 広場の利用者及び使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 業務に関連して知り得た個人に関する情報を適切に取り扱うこと。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこ</u></p>	<p>第1条—第14条（略）</p>

と。

4 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
<u>第4条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。同条を除き、以下同じ。）</u>
<u>第4条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第7条第1項</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
<u>第8条の見出し</u>	<u>使用料等</u>	<u>利用料金等</u>
<u>第8条第1項</u>	<u>別表に</u>	<u>別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて、指定管理者が</u>
	<u>使用料を</u>	<u>利用料金（第15条第2項第2号に規定する利用料金をいう。同条を除き、以下同じ。）を指定管理者に</u>
<u>第8条第2項、第9条（見出しを含む。）及び第10条の見出し</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第10条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>
	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第11条（見出しを含む。）</u>	<u>使用料</u>	<u>利用料金</u>
<u>第12条</u>	<u>市長</u>	<u>指定管理者</u>

5 前項の規定により読み替えて適用する第8条第1項の規定に基づき納付される利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、広場の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

(1) つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第3条の規定による申請がなかったとき又は同条の規定による申請が同条例第4条第1項各号のいずれかに該当しないとき。

(2) 地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経なかったとき。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の場合における第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表に定める使用料」とあるのは、「別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料」とする。

第17条 (略)

附則 (以下略)

第15条 (略)

附則 (以下略)